

令和8年度

地域限定旅行業務取扱管理者試験問題

2
科
目

次の注意事項に従って解答してください。(全16ページ)

なお、本試験問題は、**令和8年6月1日現在**を基準としています。

〔注意事項〕

1. 答は、別の解答用紙（マークシート）に記入してください。
2. マークは濃度HBまたはBの鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。
3. 印刷が不鮮明なものや頁の欠落がありましたら取り替えますので、着席したまま手を挙げてください。
4. 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ることができます。
5. **解答用紙（マークシート）は、必ず提出してください。**白紙答案等の場合であっても、持ち帰ることはできません。
6. 解答用紙（マークシート）の記入にあたっては、次の例に従ってください。指示に従わない場合は、採点されません。

試験地、受験番号、氏名欄の記入例及び解答欄の記入例

〔記入例〕試験地 東京都 受験番号 A0539番 観光 四郎の場合

令和8年度 地域限定旅行業務取扱管理者試験 解答用紙

試験地	受験番号	フリガナ	カンコウ シロウ			
東京都 ●	A 0 5 3 9	氏 名	観光 四郎			
大阪府 ○	● ● ① ① ① ① ① ① ① ② ② ② ② ③ ③ ● ③ ④ ④ ④ ④ ⑤ ● ⑤ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑧ ⑧ ⑧ ⑧ ⑨ ⑨ ⑨ ●	【注意事項】 1. 「試験地」欄は該当箇所をマークしてください。 2. 「受験番号」欄は受験番号の記入及びマークをしてください。 3. マークは濃度HBまたはBの鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。 4. この解答用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。 5. 解答用紙は必ず提出してください。持ち帰ることはできません。				
		マーク	良い例	●	悪い例	○ ◎ ◐

指示があるまで開いてはいけません
問題の内容に関する質問にはお答えできません。

【配 点】

1 旅行業法及びこれに基づく命令

各 4 点 × 2 5 問

2 旅行業約款、運送約款

各 4 点 × 2 3 問

1 旅行業法及びこれに基づく命令

旅行業法及びこれに基づく命令に関する以下の設問について、該当する答を選択肢の中から選りなさい。

(1) 次の記述のうち、法第1条「目的」に定められているものをすべて選りなさい。

- ア. 旅行に関する需要の拡大
- イ. 旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進
- ウ. 旅行の安全の確保
- エ. 旅行業等を営む者の適正な利益の確保

(2) 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を要しないものを1つ選りなさい。

- ア. 高速道路のサービスエリアにあるインフォメーションセンターが、旅行者から依頼を受けて他人の経営する宿泊施設を手配する行為
- イ. 鉄道会社が、自社の鉄道を使用し、他人の経営する宿泊施設を利用して宿泊を伴う旅行をセットにした商品を旅行者に販売する行為
- ウ. コンビニエンスストアが、旅行に関する相談に応ずる行為
- エ. 観光案内所が、他人の経営する観光施設の入場券と食事のセットプランを旅行者に販売する行為

(3) 旅行業及び旅行業者代理業の登録に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選りなさい。

- ア. 第2種旅行業の新規登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者は、所属旅行業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- ウ. 地域限定旅行業の新規登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 旅行業の更新登録の申請をしようとする者は、登録行政庁に更新登録申請書を提出しなければならない。この場合、有効期間の満了の日の2月前までに提出するものとする。

(4) 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選りなさい（いずれも旅行業務取扱管理者の選任要件は満たされているものとする。）。

- ア. 第2種旅行業者は、訪日外国人旅行者を対象とした本邦内の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施することはできない。
- イ. 第3種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものを除く。）を実施することができる。
- ウ. 第1種旅行業者は、本邦外の企画旅行（旅行者からの依頼により旅行に関する計画を作成し、これにより実施するものに限る。）を実施することができる。
- エ. 地域限定旅行業者は、一の行為ごとに一の拠点区域内における手配旅行については取り扱うことができる。

(5) 次の記述のうち、旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否事由に該当しないものを1つ選びなさい。

- ア. 法第19条の規定により旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から7年を経過した者
- イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- ウ. 営業所ごとに法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- エ. 法人であって、その役員のうちに旅行業法に違反して罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日から3年を経過していない者があるもの

(6) 変更登録等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 地域限定旅行業者は、法人の場合であって、その代表者の氏名に変更があったときは、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業者は、第3種旅行業への変更登録の申請をしようとするときは、当該旅行業者代理業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- ウ. 第3種旅行業者は、業務の範囲を地域限定旅行業に変更しようとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施できるように業務の範囲を変更しようとするときは、観光庁長官に登録事項変更届出書を提出しなければならない。

(7) 営業保証金に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者及び運送等サービス提供機関との取引の額に応じ、業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定めるところにより算定した額である。
- イ. 第2種旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書類に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が5,000万円未満の場合は、700万円である。
- ウ. 旅行業者は、営業保証金を供託し、その事業を開始してから14日以内に、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して登録行政庁に事業開始を届け出なければならない。
- エ. 営業保証金は、国債証券、地方債証券、その他の国土交通省令で定める有価証券をもって、これに充てることができる。

(8) 法第 11 条の 2 「旅行業務取扱管理者の選任」に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- ア. 第 3 種旅行者及び当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者であって、国土交通省令で定める条件を満たす場合は、その複数の営業所を通じて 1 人の旅行業務取扱管理者を選任することで足りる。
- イ. 旅行者等は、旅行業務に従事した経験が 1 年未満である者を旅行業務取扱管理者として選任することはできない。
- ウ. 旅行者は、拠点区域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、地域限定旅行業務取扱管理者試験（当該営業所の所在する地域に係るものに限る。）に合格した者であつて法第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者を当該営業所の旅行業務取扱管理者として選任することで足りる。
- エ. 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、その欠けた日から 14 日以内に新たな旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

(9) 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められていないものを 1 つ選びなさい。

- ア. 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- イ. 法第 6 条の 4 第 3 項の規定による登録事項の変更の届出に関する事項
- ウ. 法第 12 条の 2 第 3 項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項
- エ. 法第 12 条の 7 及び法第 12 条の 8 の規定による広告に関する事項

(10) 旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- ア. 旅行者代理業者は、その営業所において、所属旅行者が定めた旅行業務の取扱いの料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- イ. 旅行者は、旅行業務の取扱いの料金を変更したときは、その旨を直ちに登録行政庁に届け出なければならない。
- ウ. 旅行者は、事業の開始前に、旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金を定め、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- エ. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容にかかわらず、定額により定められ、旅行者にとって明確なものでなければならない。

(11) 旅行業約款に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項が明確に定められているものであることは、登録行政庁による旅行業約款の認可の基準の一つである。
- イ. 旅行業者は、旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置き、旅行者と旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者に対し、旅行業約款を交付しなければならない。
- ウ. 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その旅行業約款については、登録行政庁の認可を受けたものとみなす。
- エ. 保証社員でない旅行業者の旅行業約款にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更については、登録行政庁の認可を受けることを要しない。

(12) 旅行業者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときの取引条件の説明及び取引条件の説明をするときに交付する国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者等は、旅行者に対し、取引条件の説明をするときに交付する国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法で提供する場合においては、当該旅行者の承諾を得ることを要しない。
- イ. 旅行業者等は、旅行者と旅行の相談に応ずる行為に係る旅行業務についての契約を締結しようとするときは、書面に当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を記載することを要しない。
- ウ. 旅行業者等は、手配旅行契約に付随して旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行サービスを提供する行為に係る旅行業務について契約を締結しようとするときは、旅行者に対し、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面の交付をすれば、取引条件の説明を要しない。
- エ. 旅行業者等は、旅行者に対して対価と引換えに法第12条の5に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合は、旅行者に対し国土交通省令・内閣府令で定める事項について説明を要しない。

(13) 次の記述のうち、旅行業者等が旅行者と企画旅行契約を締結したときに交付する国土交通省令・内閣府令で定める書面の記載事項として定められていないものを1つ選びなさい。

- ア. 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- イ. 契約の変更及び解除に関する事項
- ウ. 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無
- エ. 書面を交付して取引条件の説明を行う旨

(14) 旅行業務取扱管理者の証明書の提示、外務員の証明書携帯等に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行者等により営業所の旅行業務取扱管理者として選任された者は、その営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行うときは、国土交通省令で定める様式による外務員の証明書に代えて、旅行業務取扱管理者の証明書を提示しなければならない。
- イ. 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行者等の役員又は使用人のうち、その所属する旅行者等の営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行う者をいう。
- ウ. 外務員は、旅行者が悪意であったときを除き、その所属する旅行者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。
- エ. 旅行業務取扱管理者は、旅行者と旅行業務について契約を締結しようとするときは、国土交通省令で定める様式による証明書を必ず提示したうえで、これを行わなければならない。

(15) 旅行者等が、企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 広告には、旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を表示しなければならない。
- イ. 広告には、企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号を表示しなければならない。
- ウ. 広告には、旅行の目的地及び日程に関する事項を表示しなければならない。
- エ. 広告には、旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項を表示しなければならない。

(16) 標識に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行者等は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示するか閲覧できるよう備え置かなければならない。
- イ. 旅行者代理業者は、標識に所属旅行者の登録番号及び氏名又は名称を記載しなければならない。
- ウ. 旅行者等の標識には、当該旅行者等が法人である場合にあっては、営業所の名称及びその代表者の氏名を記載しなければならない。
- エ. 旅行者の標識の地の色は、青に限られる。

(17) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行者に対し、本邦内の旅行であって、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をすることを要しない。
- イ. 旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合においては、その事由が旅行業者の関与し得ないものであるときを除き、代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行者からの依頼により旅行に関する計画を作成し、これにより実施する本邦内の企画旅行においては、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じることを要しない。
- エ. 旅行業者は、本邦内の旅行であって、契約の締結前に旅行者に旅程管理のための措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合は、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じることを要しない。

(18) 旅程管理業務を行う者に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- ア. 企画旅行に参加する旅行者に同行して、旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者が複数の場合は、そのすべての者が法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務を行う主任の者でなければならない。
- イ. 旅行業者は、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者を旅程管理業務を行う主任の者として選任することはできない。
- ウ. 本邦外の旅行に係る旅程管理業務に関する実務の経験は、観光庁長官の登録を受けた者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了した日の前後1年以内に2回以上の本邦外の旅程管理業務に従事した経験に限られる。
- エ. 旅行業者は、未成年者を旅程管理業務を行う主任の者として企画旅行に同行させるときは、すべての参加旅行者の承諾を得なければならない。

(19) 法第13条「禁止行為」及び法第14条「名義利用等の禁止」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者等は、宿泊のサービスを提供する者(旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者を除く。)と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為をしてはならない。
- イ. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。
- ウ. 旅行業者等は、その営業所に掲示した旅行業務の取扱いの料金を超えて料金を収受する行為をしてはならない。
- エ. 旅行業者等は、営業を貸渡しする方法であれば、旅行業又は旅行業者代理業を他人にその名において経営させることができる。

(20) 受託契約に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の承諾がある場合に限り、自ら他の旅行業者との間で受託契約を締結することができる。
- イ. 旅行業者が受託契約を締結したときは、受託業務の取扱いを開始しようとする日までに、登録行政庁にその旨を届け出なければならない。
- ウ. 第2種旅行業者は、地域限定旅行業者を委託旅行業者とする受託契約を締結することができない。
- エ. 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、複数の旅行業者と受託契約を締結することができる。

(21) 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に損害を加えた場合には、その旅行業者代理業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その旅行業者代理業者が行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の防止に努めたときであっても、その損害を賠償する責めに任ずる。
- イ. 旅行業者代理業者は、受託旅行業者代理業者として委託旅行業者を代理して企画旅行契約（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を締結する場合を除き、所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはならない。
- ウ. 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称に関しては、取引の相手方に明示することを要しない。
- エ. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の承諾がある場合に限り、その行う営業が旅行業であるとの広告をすることができる。

(22) 法第18条の3「業務改善命令」及び法第19条「登録の取消し等」に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 登録行政庁は、旅行業者に対し、企画旅行に係る企画旅行の円滑な実施のための措置を確実に実施することを命ずることができる。
- イ. 登録行政庁は、旅行業者等が法人であって、その役員のうちに個人情報の保護に関する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過していない者のいることが判明したときは、当該旅行業者の登録を取り消すことができる。
- ウ. 登録行政庁は、旅行業者に対し、旅行業務の取扱いの料金の変更を命ずることができる。
- エ. 登録行政庁は、旅行業者等が登録を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を行っていないと認めるときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。

(23) 旅行サービス手配業に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行サービス手配業の登録の有効期間は、定められていない。
- イ. 旅行サービス手配業者が、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときに、当該取引をする者に対し交付する書面の記載事項の一つとして、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容が国土交通省令で定められている。
- ウ. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。
- エ. 旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者となることができる。

(24) 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行者等又は旅行サービス手配業者に対する監査及び聴聞
- イ. 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決
- ウ. 社員である旅行者に対し、旅行業務に関する取扱い拡大のための経営指導
- エ. 旅行業務に関する取引の公正を確保するために、旅行者等の営業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件の検査の実施

(25) 弁済業務保証金制度に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業協会は、加入しようとする旅行者から弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、これを保証社員の主たる営業所の最寄りの供託所に弁済業務保証金として供託しなければならない。
- イ. 旅行業協会の保証社員である旅行者の弁済限度額は、当該旅行者が営業保証金の供託の免除の規定の適用がないとしたならば当該旅行者が供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。
- ウ. 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を実行しようとする旅行者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。
- エ. 保証社員は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、弁済業務規約で定める期日までに、その増額分の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 標準旅行業約款に関する以下の設問について、該当する答を選択肢の中から選びなさい。

(1) 募集型企画旅行契約の部「適用範囲」「用語の定義」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいう。
- イ. 「カード利用日」とは、旅行者又は旅行業者が契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいう。
- ウ. 「募集型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。
- エ. 旅行業者が旅行者との間で締結する契約において、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるが、ここでいう法令とは、旅行業法及び国土交通省令・内閣府令に限られる。

(2) 募集型企画旅行契約の部「旅行契約の内容」「手配代行者」「契約の申込み」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することのみを引き受ける。
- イ. 旅行業者は、契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を手配を業として行う者に代行させることはできない。
- ウ. 旅行業者は、旅行者から収受する申込金を、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱う。
- エ. 通信契約の申込みをしようとする旅行者は、旅行業者所定の申込書に所定の事項を記入の上、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに旅行業者に提出しなければならない。

(3) 募集型企画旅行契約の部「電話等による予約」「契約締結の拒否」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、業務上の都合があるとの理由で、契約の締結に応じないことがある。
- イ. 旅行業者は、応募旅行者数が募集予定数に達したときは、契約の締結に応じないことがある。
- ウ. 旅行業者が電話による契約の予約を受け付け、当該予約の承諾の旨を通知した場合において、旅行者が旅行業者が定める期間内に所定の申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、旅行業者は、予約がなかったものとして取り扱う。
- エ. 旅行業者は、旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときであっても、契約の締結を拒否することはできない。

(4) 募集型企画旅行契約の部「契約の成立時期」「確定書面」「旅行代金」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、旅行業者に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならない。
- イ. 通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者に発した時に成立する。
- ウ. 旅行業者は、確定書面を交付する場合において、旅行者から旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあつては、宿泊を伴う国内旅行においては旅行開始日の前日までの契約書面に定める日までに、当該確定書面を旅行者に交付しなければならない。
- エ. 確定書面を交付した場合であっても、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該旅行業者が契約書面に記載するところに特定される。

(5) 募集型企画旅行契約の部「契約内容の変更」「旅行代金の額の変更」「旅行者の交替」に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業者の承諾を得て、当該旅行業者と契約を締結した旅行者の契約上の地位を譲り受けた第三者は、当該旅行者の契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとする。
- イ. 旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額される場合においては、旅行業者は、その増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加することがある。
- ウ. 旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行業者は、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、かつ、旅行者の承諾を得た後でなければ契約の内容を変更することができない。
- エ. 宿泊機関が宿泊サービスの提供を行っているにもかかわらず、部屋の不足が発生したことから、旅行業者が契約内容の一部を変更し、旅行の実施に要する費用が増加した場合には、旅行業者は、当該旅行業者に過失がない場合に限り、その増加した費用の範囲内において旅行代金の額を増加することができる。

(6) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権」に関する次の記述のうち、旅行者が旅行開始前に契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要するものを1つ選びなさい（いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。）。

- ア. 契約書面に「Aレストランでフランス料理の昼食」と記載されていたが、旅行業者によって「Bレストランでフランス料理の昼食」に変更されたとき。
- イ. 大型台風の影響により旅行地の自治体から避難指示が発令され、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ウ. 旅行者が入院し、その旨を証明する医師の診断書が旅行業者に提出されたとき。
- エ. 確定書面には、「A航空のビジネスクラス」と記載されていたが、旅行業者によって、「B航空のビジネスクラス」に変更されたとき。

(7) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権等―旅行開始前の解除」に関する次の記述のうち、旅行開始前に契約を解除できないものを1つ選びなさい（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になり、旅行代金等に係る債務の一部又は全部をカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- イ. 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ウ. 日帰りの国内旅行において、旅行開始日の前日に、参加する旅行者の一部が契約を解除したため、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員を下回ったとき。
- エ. 旅行者が旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

(8) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権―旅行開始後の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行業者は、旅行者が反社会的勢力であることが判明したときは、契約の一部を解除することがある。
- イ. 旅行業者は、旅行者が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当該旅行業者の信用を毀損する行為を行ったことが判明したときは、契約の一部を解除することがある。
- ウ. 旅行業者は、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないときは、契約の一部を解除することがある。
- エ. 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による旅行業者の指示への違背により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合において、旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関する旅行業者の債務については、有効な弁済がなされたものとする。

(9) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金の払戻し」「契約解除後の帰路手配」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、通信契約が解除された場合であって、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻すが、この場合において、旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とする。
- イ. 旅行業者の関与し得ない事由により旅行開始前に契約内容が変更され、旅行の実施に要する費用が減少し、旅行代金が減額された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該減額した金額を払い戻す。
- ウ. 旅行業者は、旅行者が、同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合であつて、旅行開始後に契約の一部を解除したときは、当該旅行者から当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を求められた場合であっても、その手配を引き受けることを要しない。
- エ. 旅行業者の過失により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になり旅行者が旅行開始前に契約を解除したとき、旅行業者は、既に収受している旅行代金を旅行者に対し所定の期日までに払い戻すことにより、損害賠償責任を免れる。

(10) 募集型企画旅行契約の部「旅程管理」「旅行業者の指示」「添乗員等の業務」「保護措置」に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがある。この場合において、これが旅行業者の責に帰すべき事由によるものでなくとも、旅行業者は、当該措置に要した費用を負担する。
- イ. 旅行業者は、旅程管理の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは代替サービスの手配を行うが、この際、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力する。
- ウ. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
- エ. 添乗員その他の者が旅程管理業務その他旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとする。

(11) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の責任」「旅行者の責任」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、運送機関の運送サービス提供の中止により旅行者が損害を被ったときは、いかなる場合においてもその損害を賠償する責に任じない。
- イ. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行終了後速やかにその旨を旅行業者に申し出なければならない。
- ウ. 旅行業者は、国内旅行において、旅行業者の故意又は過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して、14日以内に当該旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（旅行業者に故意又は重大な過失がある場合を除く）として、その損害を賠償する。
- エ. 旅行者の過失により旅行業者が損害を被った場合であっても、その過失が重大なものでないときは、当該旅行者はその損害を賠償する責に任じない。

(12) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面を交付する場合を除き、契約書面に記載するところによる。
- イ. 旅行者は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることができる。
- ウ. 旅行業者は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示することがある。
- エ. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で特約を結んだときは、それが口頭によるものであっても、その特約が約款に優先する。

(13) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行者が、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日において旅行者が旅行契約を解除したものとする。
- イ. 契約責任者は、旅行業者が定める日までに、その団体・グループを構成する旅行者の名簿を旅行業者に提出しなければならない。
- ウ. 旅行業者は、契約責任者がその団体・グループを構成する旅行者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務についても責任を負う。
- エ. 旅行業者は、契約責任者と契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することはない。

(14) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 旅行業者が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行又は1受注型企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額をもって限度とする。
- イ. 旅行業者が、契約内容の重要な変更が生じたことにより、旅行者に変更補償金を支払った後、当該変更について旅行業者の故意又は過失に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行業者は当該変更に係る変更補償金に加え損害賠償金を支払わなければならない。
- ウ. 旅行業者は、変更補償金の支払いが必要となる契約内容の重要な変更が生じた場合、当該変更が生じた日から起算して30日以内に変更補償金を旅行者に支払わなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行又は1受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円であるときは、変更補償金を支払わない。

(15) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、変更補償金の支払いを要しないものを1つ選びなさい（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 確定書面には、「A旅館の露天風呂付き和洋室」の客室と記載されていたが、A旅館の過剰予約受付により、同じ「A旅館の露天風呂なし洋室」の客室に変更となったとき。
- イ. 契約書面には、利用レストランとして「Aレストラン」と記載されていたが、「Aレストラン」の過剰予約受付により、「Bレストラン」に変更となったとき。
- ウ. バスにて市内観光中に交通事故による交通渋滞に巻き込まれ、この日に予定していた自由行動の時間が大幅に短縮となったとき。
- エ. 確定書面には、「A航空のエコノミークラスを利用」と記載されていたが、A航空の過剰予約受付により、「新幹線のグリーン車を利用」に変更となったとき。

(16) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償」「特別補償規程」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行者に特別補償規程で定める後遺障害が生じた場合において、事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、特別補償規程で定める後遺障害補償金を支払う。
- イ. 旅行業者は、旅行者1名について入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、後遺障害補償金の額から既に支払った入院見舞金の額を控除した残額を支払う。
- ウ. 旅行者が事故によって身体に傷害を被り、旅行業者が当該旅行者又はその法定相続人に補償金等を支払った場合、旅行者又はその法定相続人が、旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、旅行業者が支払った額の限度内で、旅行業者に移転する。
- エ. 添乗員、旅行業者の使用人又は代理人による受付が行われない場合において、旅行者がサービスの提供を受ける最初の運送・宿泊機関等が船舶であるときは、当該船舶乗船時をサービスの提供を受けることを開始した時とする。

(17) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償規程」に関する次の記述のうち、入院見舞金又は携帯品損害補償金の支払いの対象となるものを1つ選びなさい。

- (注1) 旅行業者が入院見舞金の支払いを要する場合において、それ以外に支払うべき補償金等はないものとする。
- (注2) 携帯品損害補償金を支払う場合は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。

- ア. 企画旅行参加中の旅行者が市内観光中の路上で、ひったくりに遭って取られたハンドバッグ
- イ. 国内企画旅行参加中の旅行者が、地震により被った傷害による3日間の入院
- ウ. 企画旅行の日程に定められた自由行動中に盗難にあった旅行者のクレジットカード
- エ. 企画旅行参加のため受付場所へ向かう途中の駅で階段を踏み外し、被った傷害の治療のための5日間の入院

(18) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、いかなる場合も口頭による申込みを受け付けることはない。
- イ. 旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたにもかかわらず、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかったときには、旅行者は、旅行業者に対し、所定の旅行業務取扱料金を支払うことを要しない。
- ウ. 「手配旅行契約」とは、旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける契約をいう。
- エ. 「旅行代金」とは、旅行業者が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行業者所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除く。）をいう。

(19) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行者の都合により旅行開始前に契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、旅行業者に対し、所定の取消手続料金及び旅行業者が得るはずであった取扱料金を支払わなければならない。
- イ. 団体・グループ手配における契約責任者は、精算旅行代金が旅行代金として既に支払った金額を超えるときは、旅行業者に対し、その差額を支払わなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、旅行終了後、速やかに旅行者にその差額を払い戻す。
- エ. 旅行者は、旅行開始前に、運送機関の運賃・料金の改訂により旅行代金が増額された場合は、所定の取消手続料金を支払うことなく、契約を解除することができる。

(20) 旅行相談契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が約款に優先する。
- イ. 旅行相談契約は、旅行業者が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立する。
- ウ. 旅行業者が契約に基づく業務を行ったときは、旅行者は、旅行業者に対し、旅行業者が定める期日までに、旅行業者所定の相談料金を支払わなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行業者が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものでなく、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、その責任を負うものではない。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. バス会社は、旅行業者が手配旅行の実施のため、バス会社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者との間で直接、運送契約を結ぶ。
- イ. バス会社は、自動車の故障その他バス会社の責に帰すべき事由により、運行を中止したときであって、バス会社の負担において前途の運送の継続又はこれに代わる相当の手段を提供した場合において、旅客がこれを利用したときには、運賃及び料金の払戻しをしない。
- ウ. 旅客が泥酔し他の旅客の迷惑となるおそれがあることから、バス会社によって運送の継続を拒絶されたときは、当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなす。
- エ. バス会社は、契約責任者に対し、約款に定める者との間で運賃及び料金の支払時期について特別の定めをする場合を除き、運送申込書を提出するときに所定の運賃及び料金の 20%以上を、配車の日の前日までに所定の運賃及び料金の残額をそれぞれ支払うよう求める。

3. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. フェリー会社は、法令の規定によるほか、災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがある。
- イ. フェリー会社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船後から下船港の乗降施設（改札口がある場合にあっては、改札口。）を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負う。
- ウ. フェリー会社は、旅客の乗船後に乗船券の通用期間が経過した場合は、そのまま継続して乗船する間に限り、当該乗船券の通用期間は、その間延長されたものとみなす。
- エ. 運賃及び料金に変更された場合において、その変更前にフェリー会社が発行した乗船券は、その通用期間内に限り、有効とする。

4. 旅客鉄道会社（ＪＲ）の旅客営業規則に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。
- イ. 「乗車券類」とは、乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう。
- ウ. 旅客が無料で車内に持ち込める自転車は、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納し、かつ、3辺の最大の和が250センチメートル以内、重量が30キログラム以内のものに限る。
- エ. 普通団体とは、学生団体、訪日観光団体以外の旅客によって構成された15人以上の団体で、責任のある代表者が引率するものをいう。

〈以 上〉